

2017.07.03

PL レポート(製品安全) <2017 No.4>

■ 「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第 1 営業日に発行。製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○ 「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」を警察庁が公表

(2017 年 6 月 1 日 警察庁)

警察庁は、6 月 1 日「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」(以下、本基準)を公表しました。完全自動走行システム(加速・操舵・制動をすべてシステムが行い、ドライバーが全く関与しない状態)の車両開発に向けて、今後、企業や研究機関は本基準をもとに道路使用許可申請を行い、実証実験をしていくこととなります。

本基準で記載されている項目は以下のとおりです。

- 1 許可に係る審査の基準
 - (1)実験の趣旨等
 - (2)実施場所・日時
 - (3)安全確保措置
 - (4)遠隔型自動運転システム等の構造等
 - (5)緊急時の措置
 - (6)遠隔監視・操作者となる者
 - (7)走行審査
 - (8)1名の遠隔監視・操作者が複数台の実験車両を走行させる場合の審査の基準
- 2 許可期間
- 3 許可に付する条件
 - (1)実施場所、実施時間等
 - (2)走行方法
 - (3)交通事故等の場合の措置
 - (4)その他
- 4 許可に係る指導事項

本基準は、完全自動走行システムの車両の公道実証実験に係る基準としては初めてのもので、これまで自動走行時の実験に際して、不具合が発生した際に、同乗のドライバーによる操作で補っていたものを、遠隔操作ではあるものの、ドライバーが乗務しない無人化した実験が可能になりました。完全自動走行システムの実現に向けて最終段階のものといえるでしょう。

ただ、本基準は完全自動走行の実験に際しての安全性確保についての必要条件であり、十分条件とはいえません。企業においては、本実証実験のプロセスにおいて想定されるリスクの抽出・評価を行い、それに応じた実験基準を確立・運用していくことが望まれます。

※出所

警察庁 HP「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」の策定について

<http://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kouki/290601koukih92.pdf>

○富士通が、ダイキン工業に対し、IoT を活用した労働災害対策サービスを開始

(2017 年 5 月 19 日 富士通株式会社)

富士通（株）は、同社が展開している IoT で現場を見守る安全管理支援ソリューションを、ダイキン工業（株）淀川製作所に導入し、2017 年 6 月から作業現場の安全管理を開始することを発表しました。

本ソリューションにおいて、同製作所の化学プラントの運転管理者が、作業者の体調確認や休憩指示を適切に行うことを目的に、以下の取組み等が行われる模様です。

- ・ 作業者に各種センサーを内蔵した「バイタルセンシングバンド」を腕に装着させて、温湿度が高い環境下においても適切な熱ストレスレベルを検知する取組み
- ・ 現場を巡回する管理者が作業者の体調の推移を常時把握し、急な体調異常にもいち早く対応することができる専用のスマートフォンアプリの運用

IoT はインターネットとモノとを繋げる仕組みですが、この事例はさらにモノとヒトを繋げることで人の安全管理を目指した事例です。身体や労働環境のデータを採取し、作業者の身体の負荷レベル等が適切に推定できれば、労働安全を向上させる効果は大きいと思われます。

一方で、センサーが故障したり、誤動作を起こしてしまった場合には、身体の危険な状況の兆候を見逃し、かえって安全が脅かされてしまう可能性も否定できません。労働安全を向上させる取組みであるものの、使用する製品の設計や信頼性に大きく依存しているともいえます。

IoT 製品においては、センサーやシステム上の問題に係るリスク低減策はもちろんですが、これらの対策には限界があります。このことを前提に、製品サイドで安全対策を施すことが重要であるといえます。そして、ここで求められる安全とは、システムを介して行われる合理的予見可能な誤動作や故障に対して、本質安全設計、ガード及び保護装置の使用、使用上の情報提供からなるスリーステップメソッドに基づく対策を講じて、許容可能な範囲までリスクを低減していくことに尽きるといえるでしょう。

※出所

富士通HP ダイキン工業様、IoT を活用した労働災害対策を開始

<http://pr.fujitsu.com/jp/news/2017/05/19.html>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○外国企業の米国裁判管轄に関わる最新連邦地方裁判所判決

(State Farm Fire & Casualty Co. a/s/o DAVID HAWKER v. Swizz Style, Inc., 15 Civ. 9432, US District Court for Southern District of New York, March 30, 2017 (以下「本件訴訟」) から)

米国連邦裁判所が外国企業を被告として裁くことができるかという対人裁判管轄が争われた火災事故をめぐる空気清浄器の PL 訴訟(ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所 3 月 30 日判決)を紹介します。

1. 本件の概要

(1) 事実と経緯

本件訴訟の事実と経緯は以下のとおりです。

- ① Stadler Form (以下「Y1」) は、スイス所在の製造業者であり、ニューヨーク州の Swiss Style (以下「Y2」) を総代理店としてファッショナブルな “Viktor” ブランドの空気清浄器を輸出販売していた。また、対米輸出の 1 / 3 を占めるニューヨーク州を特に戦略市場とし、Skype を利用して、ニューヨーク州の総代理店、小売店との月次 TV 会議でニューヨークにおける販売促進について協議していた。
- ② 本空気清浄器は欧州において発火危険からリコールされたが、Y1 はニューヨーク州における市場喪失を懸念し、Y2 に対して Y2 の HP 上の欧州リコールへのリンクを削除させ、修復キットを使った無償修理の実施によるサイレントリコールに応じるよう要請した。
- ③ ニューヨーク州 Bedford Hills に住む David Hawker (以下「Z」) は Y1 が設計製造し、Y2 が販売した “Viktor” ブランドの空気清浄器を購入して使用していたが、2014 年 6 月 26 日に火災に遭い、米国保険会社 (State Farm Fire & Casualty、以下「X」) から火災保険金を受領した。
- ④ 本件訴訟は、Y1 の空気清浄器から出火した火災により保険金を支払った X が、Z の有する製造物責任による損害賠償請求権を保険代位により取得したとして、販売者 Y2 に対して PL 訴訟を提起したもの。被告 Y2 は、更に本件訴訟において空気清浄器の設計、製造者である Y1 を共同被告として販売者の製造者に対する第三者求償訴訟を提起した。
- ⑤ 本件は、Y1 が「被告 Y1 はスイス国籍の法人であり、米国連邦裁判所は Y1 に対する対人裁判管轄を欠如している (Y1 を裁く司法的権限を有しない)」として、訴え却下の略式判決を求めた申立てを行い、その申立てに対して裁判所の判断が行われたものである。

(2) 判決の概要

連邦地方裁判所は、Y1 のニューヨーク州を標的にした販売促進戦略、その具体的事実としての Y1、Y2 間の交信記録、特に販売店を含む販売促進のための TV 会議と、ニューヨーク州における製造物責任訴訟を意識した製品不具合対策のすべてが、同州における「意図的な恩恵享受」行為 (詳細は後述) にあたるとして、Y1 に対する対人裁判管轄を認めた。

2. 米国の対人裁判管轄を巡る争いと連邦最高裁判所判決

(1) 米国司法と対人裁判管轄

米国は、それぞれが高いレベルの自治権と憲法以下の法体系と裁判システムを持つ 50 州に

より形成される合衆国です。50 の異なる国（州）があるので、しばしば州際訴訟（複数の州にわたる訴訟のため、特定の州法に基づく解決を図ることが難しい訴訟）が生じ、その解決のために「第 51 番目の裁判所」として連邦裁判所が生まれました。州際訴訟に関わる争点も発展し、その一つが「裁判所が人を裁くことができる権限」である対人裁判管轄の問題です。

州が他州の人や企業（州外当事者）に対して裁く権限を持つためには、裁判所が州外当事者に対して対人裁判管轄を有することが必要となります。このため、現在すべての州で州外当事者を自州の裁判管轄に服させる根拠となる「ロングアーム法」（州外当事者を自州の裁判管轄につれてくる「長い腕」という意味）が制定されています。

対人裁判管轄の有無に関わる争いは、まず原告が訴状の中で裁判地の州のロングアーム法に基づき州外当事者に対して適正に対人裁判管轄があることを主張し、次に被告が、訴訟の途中で裁判所に対して「対人裁判管轄の欠如を根拠とした訴えの却下を求める略式判決の申立て（a motion for summary judgment to dismiss on the ground that the court lacks the proper personal jurisdiction）」を行い、裁判所が判断を行います。この判断を行うに際して、事実上争いがなければ陪審判断を待つ必要がありません。また、略式判決（summary judgment）の結果に対して、敗訴当事者は中間控訴（interlocutory appeal）を行うことができます。仮に控訴判決に不服があれば敗訴当事者は州最高裁、更に連邦最高裁にまで上告することができます。

この対人裁判管轄の考え方は、合衆国民と外国企業間の国際 PL 訴訟についても同様に適用されます。

しかし、無制限に州外当事者へ司法権を及ぼせることはできません。そこには連邦最高裁判断の形で一定の制限が判例法上、設けられています。

（２）対人裁判管轄に関わる考え方

現在の米国判例法上における対人裁判管轄の考え方には、次の二つがあります。

- ①一般裁判管轄（General jurisdiction）・・・企業が、ある州に送達代理人、土地・建物等の固定資産、銀行口座等流動資産、商品等棚卸資産や従業員等を有し、事業を「母国（home）にるように」「継続的、組織的に（continuous and systematic）」行っている事実が認められる場合に対人裁判管轄を認める考え方。2011 年の連邦最高裁判所判決である Goodyear Dunlop Tires Operations S.A. 事件や 2013 年の Daimler AG 事件でも再確認された。
- ②特定裁判管轄（Specific jurisdiction）・・・特に PL 訴訟において、単に製品が裁判地に流通（商流）されるだけでなく、企業がその州で「便益を受ける意図（purposeful availment）」をもって製品を流通させる事実が認められる場合に対人裁判管轄を認める考え方。この考え方は、下記で示す 1987 年の Asahi Metal Industry Co. 事件や 2011 年の J. McIntyre Machinery, Ltd. 事件で支持された。

（３）外国企業の対人裁判管轄に関わる連邦最高裁判断

外国企業に対する PL 訴訟における特定裁判管轄を巡って、同被告に「便益を受ける意図」が認められるかが、争点の 1 つになります。意図的な恩恵享受とは、「被告が裁判地の州法の保護と受益をうけることになるような意図的な行為（"… some act by which the defendant purposefully avails itself of the privilege of conducting activities within the forum State, thus invoking the benefits and protections of its laws"）」が必要であるというものです（Hanson v. Denckla（1958 年）で確立）。

「便益を受ける意図」が認められる否かについて、これまで、以下の連邦最高裁において

争われました。

①Asahi Metal Industry Co. v. Superior Court (1987 年)

自転車のバルブを台湾企業へ輸出し、台湾企業はそれを米国カリフォルニア州の企業へ輸出して、最終的に完成した自転車の事故に関わる PL 訴訟で訴えられた被告の日本企業に対し、連邦最高裁判所は「単に事故の起こった州に製品が流通された事実 ("stream of commerce") だけで裁判管轄を認めることはできず、被告の行為に当該州において便益を得る意図がなければならない」と判示。

②J. McIntyre Machinery, Ltd. vs. Nicastro (2011 年)

被告企業の製品のたった一台だけがニュージャージー州に流通され、その機械が事故を起こしたために提訴されたが、上記 Asahi Metal 判決で示された考え方に従い、裁判管轄は認められなかった。なお、本訴訟において、Asahi Metal の時代との国際化、IT 化の環境下についての差異が認識されたが、具体的な判断指針は示されなかった。

3. 本判決のポイント

本判決は事実審（第一審）判断でしかなく、本事件の最終司法判断ではありません。また、本判決で法的に新しい考え方が示されたわけでもありません。

しかし、Y1 のニューヨーク州を標的にした販売促進戦略、その具体的事実としての Y1、Y2 間の交信記録、特に販売店を含む販売促進のための TV 会議と、ニューヨーク州における製造物責任訴訟を意識した製品不具合対策のすべてが、同州において「便益を受ける意図」があるとししました。本判決は、被告の事業活動のうち、いかなる行為が「便益を受ける意図」とみなされるのかが示されたものといえます。

米国 PL 訴訟を提起された外国企業の初期的な訴訟防御として「対人裁判管轄権の欠如」があり、定石としてこの抗弁を申し立てますが、場合によっては連邦最高裁判所を仰ぐことにもなるため、その抗弁維持のための弁護士や広範な開示手続に関わる費用とその実効性をしっかりと比較し、本当に最後まで争うのか否かの意思決定を行う必要が出てきます。そのような時に自社の事業活動がその抗弁を維持できるか否かの評価を行う上で本判決は参考になると考えます。

※出所

JUSTIA US Law

<http://law.justia.com/cases/federal/district-courts/new-york/nysdce/7:2015cv09432/450630/54/>

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL MASTER 代表的なメニュー例

I. マネジメントシステム構築・運営

製品安全管理態勢に関する簡易評価
リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

個別製品に関するリスクアセスメント
指示警告に関する簡易評価

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

PL事故対応マニュアルの策定
リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

判例・事故例の調査分析
各国の生産物賠償法一覧の提供

RISUMI

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研リスクマネジメント第三部危機管理・コンプライアンスグループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017